# 174-衆-外務委員会-13 号 平成 22 年 04 月 21 日

## ○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

日本・カザフスタン原子力協定でありますが、この協定でカザフスタンのウランを国内の原発で利用しようとしておりますが、一方では、日本国内の原発の安全性が大きく問われる事態になっております。

そこで、経済産業省に質問しますが、ことし三月に発覚した中国電力の島根原子力発電所での百二十三件余りの点検不備を初めとして、原発立地県の福井県、茨城県等、ここ一、二年だけでもほぼ毎月、地元紙を見ますと、事故関係の報道がなされている状態であります。パイプダクトの腐食、放射性廃液漏れと違法処理、作業員の転落死などなどであります。

住民や地方議会、知事が国に対して何度も安全対策を求めているもとで、なぜこうも事故が繰り返されるのか、答弁願いたいと思います。

## ◆横尾政府参考人 お答え申し上げます。

国内の原子力発電所の安全性につきましては、施設の設置段階の審査、運転段階の検査により、厳格に安全性を確認しております。今委員御指摘のとおり、事故、トラブル等があった場合、原子炉等規制法に基づきまして迅速に報告を受け、さらに、事業者から提出された原因と対策の究明、そして再発防止対策を確認してございます。二十一年度におきましては、十五件の報告がございました。

経済産業省といたしましては、原子力発電所の安全の確保に万全を期してまいりたいというふうに 考えてございます。

## ○笠井委員 そう言いながら、繰り返されてきているわけであります。

本協定は、政府の原子力立国計画の一環として打ち出された政策を具体化するものであって、原発の重大事故が頻発する中で、専門家が危険性を指摘する核燃料サイクル政策への依存を深めて、かつ、旧政権よりさらに原発依存を助長しかねないものであり、我が党はこの協定に反対であります。

次に、日本・バミューダ租税協定についてでありますが、現在バミューダに進出する日本の多国籍企業の海外子会社、富裕層等の数は一体どのぐらいになっているかという点が一つと、それから、バミューダとの租税協定によって情報交換の実効性の確保はどうなるんでしょうか。この二点、お答え願いたいと思います。

#### ◆武正副大臣 一点目についてお答えをいたします。

二〇〇九年時点でバミューダに支店、駐在員事務所を有する日系企業数は十四社、進出分野としては保険業が大半を占めております。在留邦人数については、二〇一〇年三月時点で二十三人でありますが、今、富裕層というお話でしたが、個人の資産状況については把握しておりません。

○笠井委員 数の把握というのは大事な前提だと思いますので、そこのところは課税の上でもきちっとやはりやる必要があると思います。

次に、日本・クウェート租税条約について伺いますが、この条約にある源泉地国課税でありますが、 配当の限度税率が、持ち株割合の一〇%以上の親子会社間で五%、それから使用料で一〇%となって いますが、なぜこのような措置になったのでしょうか。

### ◆武正副大臣 お答えをいたします。

租税条約の締結に当たって、投資所得に対する限度税率、限度でありますが、これを設けることが 一般的でありまして、このことが投資促進効果を有することが認められております。

他方、租税条約の具体的規定内容については、両国の法制度、国内事情に応じて、交渉により合意 されるものでありまして、我が国においては、条約相手国との投資交流を促進する観点から、配当に ついては一〇%、親子会社間の配当の場合は免税、使用料については免税としている条約もあります が、クウェート側が投資受け入れ国であるとの事情等を考慮しつつ交渉を行った結果、この条約では、 配当については親子会社間の配当であっても五%、使用料については一○%の限度の税率を規定する ことになりました。

**○笠井委員** 国際課税の学説でも、担税力のある使用料を低率の源泉地国課税にすることは問題であるとの指摘もあるほどであります。

一方で、日本の多国籍企業に対するいわゆる居住地国課税の実態というのは、大企業優遇税制となっております。グローバルに活動する日本の多国籍企業に対する税負担の過度の軽減というのは、私は問題があるということを思います。したがって、日本・クウェート租税条約は賛成できないと申し上げたいと思います。

このように、大企業や多国籍企業などへの優遇税制をさらに進めるということがやられる一方で、 納税者の権利はどうなっているかという問題がやはり大きな問題としてあると思うんです。

そこで、この際、先日に続いて幾つかさらに伺っていきたいと思いますが、四月九日の当委員会で、納税者権利憲章の検討状況を私、伺いましたのに対して、古本政務官は、OECD基準による納税者の権利と同時に義務をあわせて取り組むというふうに答弁をされました。いわば権利と義務の並列的な位置づけかなということを伺って、私、違和感をその点では持ったんです。

というのは、日本の場合、諸外国と比べても、納税者の権利利益の保護、救済というのが余りに立ちおくれているという現実がある。この現実というのは踏まえる必要があるんじゃないかと思うんです。実際、私自身、これまでもいろいろな例を、実際の現場の話も伺ってきて、また、国税庁にも要請なんかもやったことはあるわけですが、税務署から善良な中小零細企業の経営者に対して予告なしの調査、生活区域への無断立ち入りとか問答無用の反面調査とか修正申告の強要などが行われてきたと。幾多の実態を直接私も聞いてまいりました。

こういう中で、日本弁護士連合会が先日の税調納税環境整備小委員会に提出した「納税者権利保護 法の制定に関する立法提言」というのが、その基本的考え方についてこう言っております。「我が国 の納税者の権利利益の保護・救済制度が諸外国に照らして立ち遅れている現状に鑑み、納税者の権利 利益の保護・救済を図るべきである」と。そして、これが議論の根本と出発点に置かれるべきだとい うことを明快に論じていると思うんです。

私は全く同感なんですけれども、基本的に納税者の権利利益の保護・救済制度が諸外国に比べても 立ちおくれているという現状があるからこそ、やはりそこにもっと力点を置いて、きちっと対策とい うか検証なりをとる、つくる必要があるというふうに思うんですけれども、この基本的な点で財務省 の見解はいかがでしょうか。

### ◆古本大臣政務官 お答えいたします。

過般、先生とはそういう議論を当委員会で交わしたわけでありますけれども、その際に引用したOECDの話は、まさに権利と同時に義務もうたっているわけであります。

他方、今御指摘いただきましたように、我が国の場合は、日弁連の皆様を初め、いわゆる税のユーザーの側から、納税者の側から、その権利について諸外国に比べて御指摘のような部分があるということは承知をいたしております。

あわせて、日弁連の皆様から、政府税調の中に構えております納税環境整備に係るPTにおきましても、専門家の先生方が意見聴取を累次にわたって日弁連からなされております。そこに提出された紙も拝見しておりまして、今委員から御指摘のようなこともいただいていることは重々承知をいたしております。

それを踏まえまして、特に声として上がっているものの一つに、更正の請求期間の問題なんかがあると思うんです。これは一般的には余り知られていないといいますか、難しい言葉なんですが、ありていに言えば、国税へ納税者の側が調査の依頼をして、自分の納税額について不服がある、調べてほしいということの請求については、実は一年間しかその請求権が認められていない。他方、それに対

して課税庁側は、つまり国税庁側は、あなたの納税額は実はもっとあるんじゃなかろうか、調査をしたいという増額の要請については原則三年、法人については五年認められている。こういういわゆるあべこべの状況になっている部分を正してほしいという話はるるいただいております。

これについては、税理士会初めいろいろなところと実は協議をしているんですけれども、単純に、では五年で面を合わせて解決するかというと、それぞれの利害が相反する中で、実は先般の税制改正においても、この点は積極的に取り上げるべく準備をしていったのですが、最終的に税のユーザー側の代表である税理士会の皆様と意見が一致しなかったということがございまして、継続課題になっております。

そのことで、若干の議論を紹介いたしますと、税調の中でお示しをいたしておりますのは、一点目に、過般御答弁申し上げたとおり、納税者の環境整備を行っていくということを税制改正大綱にうたっております。あわせて、私が御紹介したのは、「罰則の適正化」というくだりも実は税制改正大綱の中でうたっておりまして、読み上げますと、「納税者の税制上の権利の裏返しとして、納税者には適正に税制上の義務を履行することが求められます。義務を適正に履行しない納税者に対しては、厳正かつ的確に対処する必要があります。」ということもうたっておりまして、文字どおり、権利と裏腹に義務はある、そういうふうに理解をいたしております。

**○笠井委員** 請求期間などの問題、大事な問題はきちっとやっていく必要があるんですが、最後にまた言われたわけですが、やはり義務も大事だということを言われるんですが、私はむしろ、その義務という問題よりも、今本当に日本が○ECD諸国の中でもとりわけ権利の面がおくれているというところに力点を置いて根幹に据えないと、本当に実のあるものになっていかないというふうなことを強く思っております。

日弁連の立法提言でも、基本的考え方という中に、「我が国の租税制度においては、納税者の権利を保護するための規定が乏しく、納税者の権利利益の保護・救済が十分でない。」とさらに言っていて、「現行の租税法制は、歳入の確保のための徴税の便宜という観点から制定されているためである。」と。これを改めて、「納税者の権利利益の保護・救済制度を充実すべきである。」と述べているわけで、この辺は本当に重く受けとめてやっていく必要がある。この提言を見ましても、我が国では、「納税者の意見等は行政の効率的運営に支障がない限度で採り上げれば足り、課税庁の判断・権限行使を優先してよいかの如き現状にある。」と、そこまで指摘していることがあるわけですから、それを真摯に受けとめて具体化を進めてもらいたいと思います。

そこで、幾つか具体的な問題なんですが、これまでほとんど全く規定が整備されていなかった分野である、税務調査における納税者の権利の規定というのは、その中でも大事な問題だと思います。

今、我が国では、事前調査予告なしの税務調査がまかり通っている現状があります。この日弁連の提言も、現行の国税通則法、所得税法、法人税法等には、どのような場合ないし事例が申告書提出者に対してあらかじめ日時、場所を通知する場合に該当するのかの定めが欠けており、税務署員の裁量にゆだねられていると指摘しておりますけれども、税務調査はやはり事前通知が原則との根拠法規定がどうしても必要だと思うんですが、この点はいかがでしょうか。

# ◆古本大臣政務官 お答えいたします。

税務調査、いわゆる税務調査でございます。これに際しましては、原則として、納税者に対しまして調査の日時をあらかじめ通知をすることといたしております。所得税の調査で申し上げれば約八割、法人税の調査で申し上げれば約九割について既に実施をしているということでございます。

この事前通知の問題を含めまして、税務調査の手続は、納税者権利憲章の制定とあわせまして、現在行われております納税環境整備の小委員会において実務的に検討をさらに深めていただきたいというふうに思っております。

残念ながら、実は市民公益税制というのも並行してやっていたんですけれども、NPOの方々からは、税務署に行っただけで心拍数が上がるというような御意見もいただいておりまして、税務職員は

一生懸命、いわゆる脱税事案のないようにということで努めているわけでありますけれども、こういったことが誤解のないように、真摯にさらに活動してまいるように取り組んでまいりたいと思います。

○笠井委員 古本政務官もよく御存じだと思いますが、現場ではなかなか説明と異なる実態がありまして、例えば、これは広島県の例ですが、突然の税務署員の訪問で納税者の妻が意識不明になって救急車で運ばれる事件が発生しました。妻の病気を理由に自宅への訪問を事前に拒否していたにもかかわらず無視したために起きた事態であります。

まさしく、納税者への通知と認知の仕方が問われております。どのような場合が通知に該当するの かが本当に大事だと思います。

もう一つですが、納税者が税務調査を受ける際に、納税者が指定した代理人の立ち会いについて、 税務署員が第三者の立ち会いと称して拒否をして係争になることがございます。

日弁連の提言では、「納税者は、租税に関するすべての手続において、専門家(弁護士等)を代理人として選任しその援助を受ける権利を有する。」「調査への立会いを認める」としておりますけれども、やはりこういう点での根拠法規定も必要なんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

◆古本大臣政務官 現在でも税理士の立ち会いは認められておるわけでありまして、そのように対応 してまいりたいと思います。

**○笠井委員** それでは心もとない。現場では、立ち会いの可否というのは税務署職員の裁量にゆだねられているというのが実態であります。だから、日弁連の提言のように、納税者が選任する専門家を含むという根拠規定が必要だと思うんです。これは先進諸外国に共通して採用されている納税者権利憲章の原則の項目の一つでありまして、私はこれをきちんと盛り込むべきだと思います。

もう一つですが、税務調査の理由をきちんと提示することも重要だと思います。現状では、税務署員が単に法人税の調査ですと税目を告げるだけにとどまっている。税目を告げずに調査だと言って無断で立ち入るケースもしばしばであります。これでは納税者側が不十分な準備、対応しかできず、税務署員があらぬ予断、偏見に陥って調査を進める弊害があります。納税者に対する税務調査の理由の明示規定というのは現行の税法に定めを欠いているので、納税者権利憲章の制定の検討を進める際の重要点になると思うんですが、この点ではいかがでしょうか。

◆古本大臣政務官 先ほどお答えしたわけでありますけれども、御指摘の点は、今、弁護士の方々も 入られた上での専門家による納税環境整備のPTの中で鋭意議論をいただいておりますので、恐らく 委員の御意見については日弁連の方々もいわば代弁している部分もあろうかと思いますので、そうい った御意見をいただく中でさらに深めてまいりたいというふうに思っております。

○笠井委員 国税庁職員の裁量の幅が大きいから問題になるわけで、これは税法に根拠規定がないから問題になるわけでして、こういう点、現状を認めて正すべきだと思います。

確認ですが、そういうことも含めて幾つか私は指摘申し上げましたが、そういう問題点も含めてこれから議論して、具体化をしていくということでよろしいですね。

◆古本大臣政務官 私も一納税者ですから、仮に弱きをくじいて強きを助けているような税務があってはならないわけですし、何分、職員は精いっぱいの調査に当たる中で、現場でいろいろなことが起こっているとの委員からの御指摘でありますので、さらに現場をつぶさに互いに確認し合う中で、さらに、政府税調という枠組みの中で、いただいた御意見も参考にさせていただきながら深めてまいりたい、このように思います。

**○笠井委員** 最後に、岡田大臣、納税者憲章を制定していないのはOECDの三十カ国中日本を含む 六カ国だけ、G7では日本とドイツだけということであります。世界から日本は先進国の中でも納税 者の権利が保障されていない国と見られているという現状がある。 大臣は今通常国会の外交演説の中で、納税者の視点ということから外交問題についても論じられましたが、まさに、納税者の視点に立つなら、その権利を擁護するルールと憲章を制定することこそ必要じゃないかと私は思います。そうしてこそ世界から確かな信頼をかち取って、役割を果たすことができるんじゃないかと思うんです。

もちろん、管轄、直接の所管ということはありますが、大きな意味でのこういう問題の重要性についての見解を伺っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◆岡田国務大臣 私が納税者の視点と言ったのは、まさしく、納税者の視点で税金の無駄遣いをなく していくことの重要性を言ったもので、ちょっと今の委員の質問とは直接つながるものではないとい うふうに思います。

納税者の権利というものをどうやって保護していくかということを一般論として申し上げれば、それは重要なことであるというふうに思います。納税者の権利と義務、きちんとバランスをとってしっかりとやっていきたい、やっていくべきだというふうに、所管外ではありますけれども、そういうふうに思っております。

○笠井委員 終わります。